

岐阜市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱

平成17年 2月10日 決裁
改正 平成22年11月18日 決裁
改正 平成27年 6月 1日 決裁
改正 平成29年11月28日 決裁
改正 平成31年 3月25日 決裁
改正 令和 2年 2月12日 決裁
改正 令和 3年 2月26日 決裁
改正 令和 3年 5月27日 決裁

岐阜市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱（平成17年2月10日決裁）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この要綱は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害（以下「自然災害」という。）を受けた者の生活及び住宅の再建に必要な経費等の一部について、本市が予算の範囲内において、被災者生活・住宅再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 全壊 「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「被害認定基準」という。）に定める住家全壊をいう。
- (2) 解体 自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するために必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至ったものをいう。
- (3) 長期避難 自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるものをいう。
- (4) 大規模半壊 自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって、構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に規定するものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるもの（前2号に掲げるものを除く。）をいう。
- (5) 中規模半壊 自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるもの（前3号に掲げるものを除く。）をいう。
- (6) 半壊 被害認定基準に定める住家半壊（第2号から前号までに掲げるものを除く。）をいう。

- (7) 床上浸水 自然災害によりその居住する住宅又は共同住宅の住戸（以下「住宅等」という。）における床上に達した浸水又は全壊若しくは半壊に該当しないが、土石竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。
- (8) 全浸水 主として居住の用に供する階の床面積の概ね70パーセント以上が被害を受ける床上浸水をいう。
- (9) 半浸水 主として居住の用に供する階の床面積の概ね20パーセント以上70パーセント未満が被害を受ける床上浸水をいう。
- (10) 基礎支援金 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金をいう。
- (11) 加算支援金 住宅の再建の程度に応じて支給する支援金をいう。

（支給の対象）

第3条 支援金の支給を受けることができる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 専ら生活の本拠として現に居住のために使用している住宅等が自然災害により全壊、解体、長期避難、大規模半壊、中規模半壊、半壊、全浸水又は半浸水の被害を受けたこと。
- (2) 前号の被害を受けた住宅等が本市に所在すること。
- (3) 第1号の被害を受けた住宅等に居住する世帯の世帯主であること。
- (4) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）の規定による支援の対象者（中規模半壊の被害を受けた住宅等に居住する世帯であつて、その居住用住宅を賃借する世帯の世帯主を除く。）でないこと。

（支援金の額）

第4条 市長は、支援対象者に対し、別表に掲げる額を上限として支援金を支給する。

（支給の申請）

第5条 支援対象者は、支援金の支給の申請（以下「支給申請」という。）をしようとするときは、被災者生活・住宅再建支援金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 本市が発行する罹災証明書
- (2) 住民票の写しその他の被害を受けた住宅等に居住していることを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（申請の期限）

第6条 支給申請は、基礎支援金にあつては当該基礎支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して13月を経過する日までに、加算支援金にあつては当該加算支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して37月を経過する日までにいうものとする。

（支給の決定）

第7条 市長は、支給申請の内容が適正であると認めたときは、支援金の支給を決定し、その旨を被災者生活・住宅再建支援金支給決定通知書（様式第2号）により、当該支給申請を行った支援対象者に通知する。

（実施状況の報告）

第8条 加算支援金の支給の決定を受けた者は、居住する住宅の再建を行ったときは、速やかに被災者住宅再建実施状況報告書（様式第3号）にその実施状況が確認できる書類を添

えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付手続の特例)

第9条 補助金の交付に係る手続については、規則第15条、第16条及び第18条の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年11月18日から施行し、改正後の岐阜市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱の規定は、平成22年7月15日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、既に岐阜市災害見舞金支給内規（昭和51年9月22日決裁）の規定により見舞金を支給された場合にあっては、支援金の額から既に支払われた見舞金の額を控除した額を支給するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年11月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年5月27日から施行し、令和3年4月1日以降に発生した災害に係る申請から適用する。

別表（第4条関係）

区分	基礎支援金		加算支援金		合計金額
	住宅の被害の程度	補助基準額	住宅の再建方法	補助基準額	
複数世帯	全壊 解体 長期避難	1,000	建設・購入	2,000	3,000
			補修	1,000	2,000
			賃借	500	1,500
	大規模半壊	500	建設・購入	2,000	2,500
			補修	1,000	1,500
			賃借	500	1,000
	中規模半壊	—	建設・購入	1,000	1,000
			補修	500	500
			賃借	500 (法対象者にあっては、 250)	500 (法対象者にあっては、 250)
	半壊	500	—	—	500
床上 浸水	全浸水	300	—	—	300
	半浸水	150	—	—	150
単数世帯	全壊 解体 長期避難	750	建設・購入	1,500	2,250
			補修	750	1,500
			賃借	375	1,125
	大規模半壊	375	建設・購入	1,500	1,875
			補修	750	1,125
			賃借	375	750
	中規模半壊	—	建設・購入	750	750
			補修	375	375
			賃借	375 (法対象者にあっては、 187.5)	375 (法対象者にあっては、 187.5)
	半壊	375	—	—	375
床上 浸水	全浸水	225	—	—	225
	半浸水	113	—	—	113

備考

- 1 単位は、1,000円とする。
- 2 複数世帯とは、自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいう。
- 3 単数世帯とは、自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。
- 4 支援対象者が住居の所有者でない場合（住居の所有者が支援対象者と同一の世帯に

属する場合を除く。)は、この表に規定する額の2分の1(1,000円未満の端数は、1,000円に切り上げる。)に相当する額を上限とする。

5 加算支援金のうち、2以上に該当するときの補助基準額は、最も高いものとする。

6 賃借には、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅の賃借を含めない。

7 法対象者とは、法の規定により被災者生活再建支援金の支給を受ける者をいう。

（あて先）岐阜市長

〒
申請者 住 所
氏 名

被災者生活・住宅再建支援金支給申請書

下記のとおり、被災者生活・住宅再建支援金の支給を申請します。

被災世帯主	被災年月日	年 月 日
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	フリガナ	
	被害を受けた住宅の所在地	〒
	被害を受けた住宅の所有者	<input type="checkbox"/> 被災世帯主又はその世帯員 <input type="checkbox"/> 上記以外
	フリガナ	
	現在の住所	〒
現在の連絡先	電話番号 ()	

の被災世帯状況	氏 名		世帯主との続柄	氏 名		世帯主との続柄
	1			4		
	2			5		
	3			6		

今回の申請回数（例：1回目、2回目）	回目
--------------------	----

被災住宅の状況	住宅の被害状況について、下記の区分から○で囲んで下さい。	
	全壊・解体・長期避難・ 大規模半壊・中規模半壊・ 半壊・床上浸水（全浸水・半浸水）	（「解体」又は「長期避難」の場合は、その理由）

再建方法	住宅の再建方法について、下記の区分から○で囲んで下さい。	
	建設又は購入・補修・賃借 <small>※公営住宅入居を除く。</small>	

（同意事項）

- 被災者生活・住宅再建支援金の支給申請の内容を審査するため、申請者の世帯の住民登録情報について、市職員が閲覧することについて同意します。

（添付書類）

1. 岐阜市が発行する罹災証明書
2. 住民票の写しその他の被害を受けた住宅等に居住していることを証する書類
3. その他、岐阜市長が必要と認める書類

様

岐阜市長

被災者生活・住宅再建支援金支給決定通知書

年 月 日に申請されました被災者生活・住宅再建支援金については、下記のとおり支給することを決定しましたので、お知らせします。

記

1 支給決定額

円

2 支給方法 口座振込

年 月 日

（あて先）岐阜市長

申請者 住 所
氏 名

被災者住宅再建実施状況報告書

年 月 日付で交付決定のあった被災者生活・住宅再建支援金に関し、
住宅の再建の実施状況を次のとおり報告します。

記

- 1 住宅再建の実施日（完了日）
- 2 住宅再建の方法
- 3 添付書類 別添のとおり